平成３０年（フ）第７５号
相模原市南区上鶴間２丁目６番37号　ワコーコーポＢ－２
債務者　渡邉　高志
1　決定年月日時　平成30年４月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月５日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成３０年（フ）第７６号
相模原市南区上鶴間２丁目６番37号　ワコーコーポＢ－２
債務者　渡邉　好美
1　決定年月日時　平成30年４月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月５日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成３０年（フ）第８４号
相模原市中央区相模原８丁目１番６号　パルティール田代210
債務者　土井　吉彦
1　決定年月日時　平成30年４月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月５日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成３０年（フ）第８９号
相模原市中央区清新４丁目10番３号
債務者　赤荻　稔博
1　決定年月日時　平成30年４月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月５日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成３０年（フ）第９１号
神奈川県座間市入谷４丁目2690番地の64
債務者　松岡　清久
1　決定年月日時　平成30年４月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月５日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成３０年（フ）第９２号
神奈川県座間市入谷４丁目2690番地の64
債務者　松岡　貴子
1　決定年月日時　平成30年４月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月５日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成３０年（フ）第９４号
相模原市南区相模大野５丁目22番12号　ワイム相模大野104
債務者　鈴木　夏美
1　決定年月日時　平成30年４月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月５日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成３０年（フ）第４４２号
札幌市手稲区新発寒５条２丁目２番３－306号
債務者　田中　宏事
1　決定年月日時　平成30年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第４４９号
札幌市中央区南４条西10丁目1004番地５　スカイコーポラスＡ401号
債務者　加藤美智子
1　決定年月日時　平成30年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第６号
北海道苫前郡初山別村字初山別218番地
債務者　髙橋　孝幸（旧姓安達）
1　決定年月日時　平成30年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月６日まで
旭川地方裁判所留萌支部

平成３０年（フ）第６５号
釧路市春採２丁目25番17号、申立前の住所釧路市興津２丁目２番19号
債務者　久米田富弘
1　決定年月日時　平成30年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月６日まで
釧路地方裁判所

平成３０年（フ）第１４５号
埼玉県富士見市針ケ谷２丁目33番地４　サザンアベニューＢ－202
債務者　島田加津夫
1　決定年月日時　平成30年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月６日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成３０年（フ）第１５３号
埼玉県狭山市狭山台２丁目１番地　２－26－402
債務者　續麻　光二
1　決定年月日時　平成30年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月６日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成３０年（フ）第４２４号
大阪府八尾市山本町北７丁目３番33－201号、前住所大阪府東大阪市鷹殿町14番20号
債務者　寄能　　靖
1　決定年月日時　平成30年４月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第７６４号
大阪府茨木市庄１丁目14番23号　松岡ハイツ201号、前住所大阪府茨木市新庄町４番18号
債務者　世羅　秀子
1　決定年月日時　平成30年４月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第８６２号
大阪市旭区生江３丁目２番17号
債務者　金村正一こと　ＫＩＭ　ＪＵＮＧＩＬ
金　　正一
1　決定年月日時　平成30年４月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第９２０号
大阪市生野区林寺６丁目１番８号林寺荘Ⅲ14号
債務者　植村由紀夫
1　決定年月日時　平成30年４月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部